

そして、「任意後見制度」とは、本人にまだ判断能力がある時に、将来自分の判断能力が不十分になったときに備え、後見をもらう内容と後見してもらおう人とを自分で事前に決めておくものです。申立手続きに関する問合せ先 名古屋家庭裁判所豊橋支部 家事受付 0532-523141

住み慣れた自宅で住み続けたいけれど、生活資金に不安があるのだが、と考えている方へこんなサービスがあります。

**リバース・モーゲージ制度  
(長期生活支援資金貸付制度)**

リバース・モーゲージ制度とは、自分の家屋敷はあるものの、現金収入が乏しい高齢者のために「不動産を担保に毎月の生活費を貸し付ける」制度のことです。そして、死亡した場合に担保不動産を処分して、貸付金を一括して返済するものです。この制度を利用することで、住み慣れた家に住み続けながら、その土地や建物を担保として自立した生活を送ることができません。

問合せ先 蒲都市社会福祉協議会  
69 3911

65歳以上でひとり暮らしをしているが、日常生活でプロパンのガス漏れや火の後始末が心配だという方へのサービスです。

**ガス漏れ警報器の貸与**

自宅のガス漏れ事故を未然に防ぐため、ガス漏れ警報器を貸し出します。

費用 無償貸与

**電磁調理器・自動消火器の給付**

自宅で安心して生活ができるよう電磁調理器や自動消火器を給付します。

費用 無料(ただし、生活中心者の前年所得税額により利用者負担が必要となる場合あり)

その他にもこんな支援サービスがあります。

**在宅ねたきり老人等手当**

65歳以上で3カ月以上寝たきりまたは痴ほうの状態にあり、前年所得が200万円以下の方へ手当を支給します。ただし、介護保険施設へ入所されている方は対象となりません。

支給額 月5千円

**シルバー人材センター会員の声**

実家の縫製業を廃業し、何をすることもなく家事の手伝いをしていた時、シルバー人材センターから「草取りの仕事をやりませんか？」との電話がありました。屋外の仕事はちょっと無理かな、と思いつつも、公園での草取りの仕事に参加することにしました。最初は不安でしたが、潮風と太陽の下で周りの人たちからいろいろとアドバイスをいただきながら、すぐに楽しく仕事ができるようになりました。今では、個人の家からも月々の依頼を受け、それぞれの新しい出会いを楽しんでいます。健康でいつまでも続けられるように、これからもがんばりたいと思っています。



杉浦 邦重さん  
(神明町)

平成2年、36年間勤めた会社を定年退職し、職探しの生活もアツという間に2年が経ってしまいました。そこで思い出したのがシルバー人材センターの知人。相談に行ったら「とにかく登録だけしたら」ということでした。待つこと2週間で、丸山古墳と天桂院山第3号墳発掘調査の仕事をいただきました。それ以来、一色不燃物最終処理場で計量業務に隔週交代で従事しています。最終処分場は鹿島団地裏山にあります。三方を山に囲まれて、春には、ウグイス、ホトトギス、キジなどの鳴き声を耳にすることができます。めぐまれた環境で、仲間と共に働くことを喜んでいます。



山本 扶美子さん  
(西浦町)